

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定申請のご案内

### 1 種別等

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じている中小企業者。

イ 最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している場合。

ロ 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

### 2 要件（次の①および②の両方を満たすこと）

① 芦屋市内に、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地を有すること

② 経済産業大臣の指定する業種を営んでいること

※ 指定業種のリストは中小企業庁のホームページ

（[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)）で確認できます。

### 3 認定申請時の提出書類

① 認定申請書（芦屋市様式）

② 業種を確認できる書類

法人にあつては、定款又は履歴事項全部証明書の複写等

個人にあつては、確定申告書の複写等

③ 認定の根拠となる仕入れ台帳等 …… 申請書（ロ）のみ

④ 認定の根拠となる各月の売上高を確認できる資料 …… 試算表、売上台帳、総勘定元帳等の写し等

※ ③、④については、芦屋市所定の申告書でも結構です。

（注意）

- ・ 認定の取得は、融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日間です。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合は、認定書が無効になる場合があります。

### 4 問い合わせ 芦屋市役所 市民生活部 地域経済振興課 電話0797-38-2033